

# ONE for ONE TIMES

## 福岡・秋田・宮崎高裁で一人一票判決

一人一票裁判(2014年衆院(小選挙区))の14高裁・高裁支部での判決が、4月28日の広島高裁岡山支部判決で全て出揃った。

今回の高裁判決では、新たに3つの1人1票判決(福岡、秋田、宮崎)が出た。今後、全ての事件の審理は最高裁に移る。

### 全295小選挙区で主権者が立ち上がったのは初めて

さて、今回の裁判の過去の選挙裁判と最も異なるところ、それは、今回、北海道から沖縄まで、全295小選挙区で原告が立ち上がったことである。

過去、「一票の格差訴訟」として報道された選挙裁判は、原告が弁護士だったこともあり、弁護士の裁判という印象を持つ国民も多かったのではないだろうか。

現在、日本全国のはとんどの有権者が、1票価値の選挙権を有していない\*1。1人1票実現運動が拡がるにつれ、自分の1票が1票未満の価値しかないことがだんだん知られるようになった。その結果、全国の国民が、「自分の選挙権が0.何票分しかないのはおかしい!『清き1票』でなければおかしい!」と立ち上がったのだ。

憲法が定める代議制民主主義では、国の意思決定は、主権者である國民が、正に選挙された国会議員を通じて行う。

選挙(主権の行使)は、國民が政策の賛否を表明する唯一の機会である。

「投票した皆さんにも責任があるんですよ」と國民へ向けられる自己責任論。

これまでには、「弁護士さんの裁判で、自分は関係ない」と捉えられていた選挙裁判が、実は、主権行使する主権者(國民)1人1人の自己責任につながる、自分自身の裁判であることに國民が気付いたのだ。

今回、全295選挙区で原告が立ったということは、今、國民が、主権者として、覚醒しつつあることの現れなのである。

### 別次元に位置する原告と被告の主張

裁判は、事実に法を適用して正義を実現する場である。残念なことに、一人一票裁判で、原告の立論を正確に報道したメディアはない。では、原告は、この裁判で、どの事実に、どの法を適用して、何を求めているのだろうか?

原告の主張は、実に単純明快だ。

まず、事実として、原告は、295の各小選挙区毎の有権者数が記載された総務省資料を提出し、2014年衆院小選挙区選挙(「本件選挙」)での自らの1票が、それぞれ、0.何票分の価値しかなかったことを立証した。

次に、原告は、①憲法56条2項(多数決)、②1条(國民主権)、前文第1文(國民主権)の各条文をあげ、同各条文に基づき、國民主権を定める日本国憲法は、人口比例

選挙(1人1票)の原則を保障していると主張した。

そして、原告は、「憲法の要請する人口比例選挙の原則が保障されていない「本件選挙」は憲法違反であるので無効である」という判決を求めている。

憲法は、國民が主権者として主権行使すること(1条)、國民は正当に選挙された国会議員を通じて行動(国家権力を行使)すること(前文第1文)を明言している。また、憲法は、国会では国会議員による多数決で物事を決定すると定めている(56条2項)。主権行使する(又は、国家権力を行使する)とは、物事を決定することを意味する。國民が主権者として国会議員を通じて多数決で物事を決定するためには、國民の多数が国会議員の多数を選挙しなければならない。

憲法は、代議制を採用しているが、憲法は、代議士(国会議員)を主権者とは定めていない。憲法は、あくまでも、(国のあり方を決める)主権者は國民であると定めている。主権者である國民は、国会議員を正当に選挙することで、主権行使する。代議制において、國民が主権行使する機会は、選挙しかない。選挙しかないのだ。国会議員が、主権者である國民から正当に選挙されているからこそ、国会議員の国会における議決(国家権力の行使)の正統性が保障される。

国会議員の多数決が憲法上の正統性を持つには、主権者(國民)の多数が国会議員の多数を選ぶ選挙(つまり、人口比例選挙)が保障される必要がある、というのが原告の主張する憲法に基づく法解釈論である。

他方、被告の主張は、過去の最高裁判例の判示により、国会には選挙制度の仕組みの決定について広範な裁量が認められているので、選挙区間の最大人口較差が2倍を僅かに超えたにすぎなかった本件選挙は、憲法に違反しない、というものであった。原告の憲法に基づく法解釈論に対する被告の反論は、一切なかった。

このように、本件裁判で、原告、被告の主張は別次元に位置していた。

### 正義を実現するのが裁判である

日本に限らず、諸外国でも、選挙区割りの問題は、利害関係者である国会議員では解決できない問題である。このことは、選挙区割りによって自らが当選した選挙区の消滅もあり得ることを考えれば、容易に理解できるであろう。

民主主義国家の生みの親である米国でさえ、1964年の連邦最高裁・レイノルズ判決\*2が「1人1票の原則」を明言し、やっと、人口比例選挙(1人1票)が実現した。

日本で人口比例選挙が実現しないのは、日本の最高裁が、「憲法は人口比例(1人1票)選挙を保障している」と判断しないからだ。

同じ民主憲法を持つ先進国である米国で、日本の最高裁だけが人口比例選挙の原則を認めていない。日本の最高裁の法解釈だけが異様である。



## 2014年衆院選 1人1票裁判

2015.3.19 東京高裁前

### 人口比例選挙(一人一票)の原則を認める高裁判決は10個になった

平成21~26年まで、7つの高裁判決体で、人口比例選挙(1人1票)判決が出た。今回さらに、3つの人口比例選挙判決が加わり、人口比例選挙(1人1票)の高裁判決は、合計10個となった\*3。

福岡高裁は、「議員1人当たりの選挙人数又は人口ができる限り平等に保たれることが最も重要かつ基本的な基準とされるのであり、このような趣旨からすれば、人口比例に基づく選挙を原則とし、できる限り投票価値の平等を確保することは、憲法上の要請である」と明言した。

仙台高裁秋田支部は、判決文で、「憲法の要求する1人1票の原則」と記述した。

また、福岡高裁宮崎支部は、区画審設置法3条の解釈について、「選挙区間の人口の最大較差が2倍未満であっても、その較差が生じる原因として国会において考慮した要素が合理性を有しない場合には、当該選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反すると言ふべきことになる」との非常に重要な指摘をした。

### 最高裁判決への期待

平成23年以降の最高裁判決の意見で、1人1票の原則を明言しているのは、鬼丸かおる判事と山本庸幸判事である。なお、平成26年大法廷判決での、山本判事の反対意見は、1人1票・無効である。同じく、平成26年大法廷判決で、千葉勝美判事は、人口以外の要素について、「憲法上の原則を支える人口比例原則に優越するものではない」と補足意見を述べ、また、5判事(櫻井龍子、金築誠志(但し、平成27年3月定年退官)、岡部喜代子、山浦善樹判事、山崎敏充の各判事)は、「投票価値の不均衡の正は、議会制民主主義の根幹に関わる、国権の最高機関としての国会の活動の正統性を支える基本的な条件に関わる極めて重要な問題である」との補足意見を述べている。いずれも人口比例選挙に関する重要な意見である。

最高裁判事の定員は15名。判決は多数決で決められ、過半数は8である。次の最高裁判決では、新たに裁判官出身の大谷直人判事、小池裕判事が加わる。現職最高裁判事のうち、人口比例選挙の保障を明言、または、人口比例選挙を重要な問題と意見した判事は7名。最高裁判決に大いに期待している。

\*1 全選挙区の1票の価値を示す全国マップ(一覧表)  
<http://www.ippyo.org/pdf/20130130001.pdf>

\*2 米国連邦最高裁レイノルズ判決 (377 U.S. 533, 1964)

\*3 各高裁の判決文は、当国民議のHPにアップされている。

## 「18歳選挙権」来夏参院選からへ

投票権を得る年齢を現行の20歳以上から18歳以上に変更する公職選挙法の改正案が5月の連休後に成立の見通しである旨報道されている。見通し通りに進めば、来夏の参院選から18歳から投票できる可能性が高い。

これを受け、教育現場では、「模擬投票」を実施するなど「主権者教育」を始めている。選挙管理委員会の協力により、投票箱と記帳台は、実際の選挙と同じものを使用し、本番ながらの演出がされている場合も多いようだ。ある小学校では、給食大臣を選ぶ模擬投票を行ったという\*4。選挙は、多数決ルールに基づき、1票でも多く得票した候補者が勝利する。ここで当然疑問が湧く。教師は、教室内の模擬投票では保障されている1人1票が、今の国政選挙では保障されていないこと、つまり、今の国政選挙では、1票の住所差別があることをきちんと子供達に伝えているのだろうか。

### 若者が得る投票権は、わずか0.6票分?

選挙は1人1票と決まっている\*5。給食大臣を選ぶ模擬選挙で、南町に住む生徒は0.5票分、東町に住む生徒は1票、北町に住む生徒は0.7票分という選挙を行えば、現場は大混乱するだろう。そのような選挙を「正当な選

挙」だと生徒を説得できる校長先生はいないと断言できる。

しかし、来夏参議院選挙区選挙では、南町に住む生徒は0.5票分、東町に住む生徒は1票、北町に住む生徒は0.7票分の投票しかできない選挙と同様の住所差別選挙が行われる可能性が充分にある。

総務省によれば、改正法で新たに投票権を得るのは、18歳~19歳の約242.7万人\*6である。

国政選挙となれば、対象となる政策課題は、憲法改正、原発、税制、社会保障(年金)など、国のかたちに関する最重要課題だ。

国民主権国家では、これらの政策課題を主権者の多数意見に基づいて決める。そして、その多数意見が何であるかを明らかにする手段が1人1票の選挙だ。1票でも多い方が勝ち。多数意見を取り難かった陣営は、投票が1人1票であるからこそ、その結果に納得せざるを得ない。敗者は、次の選挙で多数をとれるよう、努力するのだ。

投票率が低いことを心配する声が少なくない。

しかし、「0.6票分しか投票価値がないけど、選挙に行きなさい。」との呼びかけ程、ばけたものはない。

重要なのは、関心をもって選挙にでかける主権者の1票

\*4 2015年4月8日付 日本経済新聞

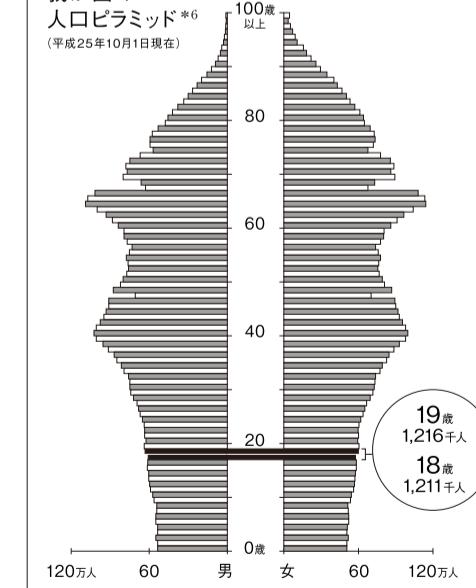
\*5 公職選挙法36条

(一人一票)

投票は、各選挙につき、一人一票に限る。ただし、衆議院議員の選挙については小選挙区選出議員及び比例代表選出議員ごとに、参議院議員の選挙については選挙区選出議員及び比例代表選出議員ごとに一人一票とする。

\*6 総務省資料:<http://www.stat.go.jp/data/jinsui/2013np/>

我が国の  
人口ピラミッド\*6  
(平成25年10月1日現在)



あなたの選挙権が何票の価値かチェックしてみましょう。<http://www.ippyo.org/>

一人一票 検索

お問い合わせ: ippyo@ippyo.org Fax: 03-3780-3221  
合併せ: EmailとFaxのみで受付けております。  
連絡先: 〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-6

